

増資と発行可能株式総数変更をご検討の有限会社の皆様

ひろしま中央行政書士事務所 平成 21 年度版

本書は、増資と発行可能株式総数変更をご検討の有限会社の皆様のために、作成した資料です。

本書は、「国に税金（登録免許税）を払わねばならないのであれば、できるだけ効果的に活用しましょう」という意図の基に、作成しています。

ちなみに「有限会社であり、増資と発行可能株式総数変更を検討している」企業様の約半数（ ）は、株式会社化をご選択になられます。
弊所統計による数値です。

本書では、2つの面で、メリットおよびデメリットを記載させていただいています。
それは「登録免許税」と「組織としての」メリットおよびデメリットです。
文字列を並べるよりも、図としましたので、ご参照ください。



ひろしま中央行政書士事務所® 商標登録 5115818 号 日本行政書士会連合会登録 00340342 号
〒730-0005 広島市中区西白鳥町 16 番 7 号 NIDI ビル 2 階
電話 082-511-2603 F A X 082-511-2604 代表 web : <http://e-jimusho.com>

登録免許税に関するメリット、デメリット

有限会社のままで「増資」+「発行可能株式総数を変更する場合



株式会社へ商号変更を行う場合

メリット

今回、増資、発行可能株式総数変更で、登録免許税を6万円～6万5千円を、国に払うこととなります。(手続終了後の謄本取得印紙を含む)

株式会社へ変更するときも、同じく登録免許税を6万円～6万5千円を国に払うこととなります。

(= 増資、発行可能株式総数変更も、この登録免許税に含まれる)

なお、株式会社化と同時に、目的変更、役員変更を行っても、登録免許税は同じ金額です。(株式会社化と同時に、目的の整理整頓も可能)

デメリット

専門家報酬が、有限会社での増資&発行可能株式総数変更に比べ、3万円～5万円、必要であること。



株式会社そのものに関するメリット、デメリット

有限会社のままで「増資」+「発行可能株式総数を変更する場合



株式会社へ商号変更を行う場合

メリット

有限会社で単純に増資するだけでなく、「増資 & 株式会社変更」という『発展性』をアピールできる。

対外信用度が上がる。

一人役員会社でも、「代表取締役」となることができる。

デメリット

役員の任期を決める必要がある。

なお、現会社法では、10年まで、延長できます。

決算の官報公告を行う必要がある。

法令上、決算公告を行う義務が定められています。
Web上に掲示する「電子決算公告」とすることもできます。

株式会社化に、約1ヶ月、必要となる。

有限会社のままで「増資 & 発行可能株式総数変更」するよりも、少し長く、手続きに期間を要します。